

名古屋市教育委員会定例会
(議会上程後公開)

令和 3 年 2 月 10 日
午前 10 時 00 分
教育委員会室

議 事

- 日程 1 名古屋市図書館条例の一部改正について
- 日程 2 財産の無償譲渡について
- 日程 3 財産の取得に関する専決処分について
- 日程 4 財産の取得について
- 日程 5 令和 2 年度一般会計補正予算について
- 日程 6 令和 3 年度一般会計当初予算について
- 日程 7 第 33 号議案 名古屋市教育委員会表彰について

出席者

鈴 木 誠 二 教育長
小 栗 成 男 委 員
船 津 静 代 委 員
西 淵 茂 男 委 員
鎌 田 敏 行 委 員

教育次長始め、事務局員 15 名 ※傍聴者 0 名

(鈴木教育長)

ではこれより、日程第 1「名古屋市図書館条例の一部改正について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

日程第 1 の資料をご覧ください。「名古屋市図書館条例の一部改正について」ご説明をさせていただきます。

今回の改正内容といたしましては、新たに名古屋市東図書館、守山図書館、名東図書館及び天白図書館に指定管理者制度を導入することに伴う所要の文言改正でございます。

改正理由でございますが、若干経緯をご説明させていただきます。

本市の図書館におきましては鶴舞中央図書館及び各区に 20 の分館がございます。

平成 25 年度から指定管理者制度を試行導入しておりまして、現在 5 館で指定管理者制度を試行導入しております。

11 月 5 日の教育委員会定例会で協議題としてご説明させていただきましたが、この指定管理者制度導入館の検証につきまして、図書館の諮問機関であります図書館協議会に検証の方を諮問させていただいております。

その答申を受けまして、本市として 2 つの方向性を定めました。一つは指定管理者制度を本格実施すること。もう一つがすべての館で指定管理者制度を導入するのではなく、一定数の直営館を残し、市による管理指導体制を構築することでございます。この方針も併せて 11 月 5 日の定例会でご説明をさせていただいたところでございます。

この度、議会の教育委員会所管の委員会でもこの方向性について一定ご理解をいただきましたので、令和 4 年度から東、守山、名東、天白に指定管理者制度を拡大するというものでございます。本格導入の第一歩ということでございます。

条例の規定改正につきましては、2 枚はねていただきまして、新旧対照という形で規定がございます。図書館の管理運営については、条例で定めておりますが、指定管理者館と直営館とで適用する規定が異なっておりますので、指定管理者に移行するものについては直営館の規定から抜くというような文言の改正を行うものでございます。

条例の施行期日でございますが、具体的にこの 4 館に新たに指定管理者制度を導入するのは令和 4 年度 4 月 1 日からでございます。

指定管理者の指定等に伴う一定の手続きにつきましては、4 月 1 日以前から適用することでございます。施行期日前においてもこういった手続きができるということでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、日程第 1「名古屋市図書館条例の一部改正について」につきましては、原案どおりご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第2「財産の無償譲渡について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(片岡文化財保護室長)

議事日程2「財産の無償譲渡」について、ご説明をさせていただきます。

これは、来たる2月市会に議案として提出をいたしますので、あらかじめ教育委員会でご意見をいただくものです。

お手元に議案の内容とともにですね、参考資料ということで経緯等をまとめた資料がついてございますけれども、これを補足する形で少しご説明をさせていただきたいと思っております。

今回、対象となる「財産」は、かつて名古屋市千種区の覚王山地区にあった「森川邸田舎家」という古民家の解体部材でございます。これは解体されることとなった昭和61年に、将来復元することを念頭に置きまして、名古屋市が寄贈を受けた、そういったものでございます。以降、現在に至るまで解体部材として名古屋市が保管を続けてきました。これは当時、市内各所で解体されることとなったいくつもの古民家や門などを、1か所でまとめて復元する「古民家園」の構想があったことに基づくものでございます。

この「森川邸田舎家」の「森川」というのは、「森川如春庵」という名の偉大な茶人がかつてございまして、この如春庵が自身の茶室として使っていた建物が、この「森川邸田舎家」でございます。茶室というと通常、かなりこじんまりした建物を想像されると思いますが、これは45坪強あります、もともとは農村にあった庄屋の建物を移築したものでございます。

その後、財政状況の悪化に伴いまして、この古民家園構想そのものが中止となり、長らく部材の保管のみを継続してまいりました。

時がくだりまして、平成26年、当地域の茶道会の関係者の皆様から、この「森川邸田舎家」を名古屋市博物館の前庭のところに再建してほしいとの要望がなされました。博物館には森川如春庵が愛用してきた一連の茶道具等が「森川コレクション」として所蔵されていることが理由でございます。

同年11月の市議会本会議で、この件が質問として取り上げられ、茶道関係者が1億円を目標とした寄附を集めることを前提といたしまして、博物館の敷地での再建・活用を図るという方針を教育委員会として表明することとなりました。

その後、茶道関係者の皆様方は、寄附を募る活動に熱心に取り組んでこられましたが、

目標額があまりに大きいということもあって、なかなか再建実現のめどは立ちませんでした。茶道会の関係者の皆様、自らの活動だけではなく、財界をはじめとする各方面への支援も幅広くお願いされる中で、徐々にこの支援の輪が広がっていき、今回の財産の無償譲渡の譲渡先でございます覚王山の「日泰寺」が、森川邸田舎家再建の構想を知るところとなりました。

そして昨年秋、再建のための用地と資金をこの日泰寺様が提供するので、部材を譲渡してもらうことができないかとの打診が、教育委員会に寄せられたところでございます。

その後、手続きや条件などについて、関係者間の協議・調整が整い、教育委員会から日泰寺に部材を譲渡することによって、「森川邸田舎家」の再建が実現する、また再建後の活用も見込めるということの判断に至りましたので、今回2月市会に議案を提出することとなりました。説明は以上でございます。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(船津委員)

ありがとうございます。

一つは、再建される場所は元の通り博物館前なのか、日泰寺さんの敷地内なのかとか。もし博物館前だとしたときには、建てる時の費用みたいなものの一部は敷地が名古屋市のものであるというときには、名古屋市が負担をするのかどうなのか。

もう一つは、部材の保管場所に苦慮しているというのは、他のそういう解体された、集められたものもたくさんあるのかということをお聞きしたいです。

(片岡文化財保護室長)

まず、少し説明が至らず失礼いたしました。

再建の場所は日泰寺の境内の中に日泰寺様をご用意されると。中に入りますと、正面に本堂があるのですが、本堂の裏側といいますか、通常は、今、人が自由に拝観はできない敷地のところに、既に県あるいは市の文化財に指定されている建物がございまして、その一角のところにこれを再建したいというご意向でございます。

先ほど申し上げたように、この森川邸田舎家以外にもかつて寄贈を受けた古民家あるいは門も含めて6棟ほど建物としてあるわけですが、我々文化財保護室が持っている収蔵庫の中で、当面管理をしながら、再建の上手い目処がつくのを引き続き調整していくようなところで、現在のところ目処が立っているということではございません。

(船津委員)

そうすると、この解体されているものも貴重な価値があるとして解体して保存されているということであると、日泰寺で再建されたときには文化財に指定されるのですか。

(片岡文化財保護室長)

この建物、解体の時の調査で江戸時代初期の建物ということで相当貴重な建物ということを知っています。どのようにこれが復元されるかということを見極めずに、なかなか再建したものが文化財的な価値があるものかどうかということをお我々も先付けで判断することは難しいのですが、日泰寺さんのご意向として極力従来の建物の価値を損なわないように復元をしたいというご意向は聞いておりますので、再建に際しても引き続き我々関わりながらですね、将来再建された建物が例えば市の文化財に指定をするような取り組みができないかということは、一緒に探りながら取り組んでまいりたいと考えております。

(小栗委員)

ということはその文化財が残るということは決まっていらないということですか。

(船津委員)

いったん無償譲渡だから向こうのものになるということですよ。

(片岡文化財保護室長)

確かにいったん所有権を移転してしまうので、日泰寺が所有する部材ということになり、日泰寺の取り組みとして再建をしていくということになります。

その再建をするときに、どういう形でどこまで例えば古い部材を残したように再建できるかということはこれからの取り組みになりますので、我々としては実際に再建されたものをみて、文化財的な価値がどのくらい残存しているかということをお判断することになりますので、極力今持っている貴重な価値を損なわないように再建をしていくということが日泰寺さんのご意向でもあるし、我々も必要な協力をしていければと考えております。

(小栗委員)

判断はこちらでできるわけですか。

(片岡文化財保護室長)

最終的に指定をするときの判断というのは、いわゆる有識者、専門家の見立てや何かをいただきながら文化財調査委員会、文化財保護室の持っている諮問機関に諮問して答申をいただいて、これは文化財に指定することがふさわしいという答申をいただければ、教育

委員会に議案として付議をいたしまして、決定をしていくというような手続きになります。

(小栗委員)

そうするとここで決められるということですね。結論は。

第三者委員会からある程度良いという答えが返ってきて、ここにあげて、良いといえればそれでということですね。なるほど。ありがとうございます。

(西淵委員)

大変な道のりをありがとうございました。

今のようなお話もあるのですが、過去の僕の記憶では部材が不足するので古いものがそのまま残るのではなくて、かなり手を入れないといけないと思います。

そのうえで文化財となるかどうか、ここでまた判断すればいいと思うのですが、やはり活用、せっかく中京地区の茶道の非常に大きな遺産だもんですから、文化財並みのものを活用していくことが大事ではないかと思うのですが、日泰寺さんの所有になって、茶道団体が集められたのもそういう意図が、お金を集めようとしたのもそういう意図があったんだけど、これから活用というのは茶道団体さんも納得してみえて、いろいろ諮られるというそういうことが前提となっているのですよね。

(片岡文化財保護室長)

今、委員から2点のお尋ねがあって、1点、部材のことに関して言うといわゆる柱である梁であるというような主要な部材については、今回の譲渡に先立ってかなり詳細な部材の点検をしたのですが、かなり残存しているというようなことで、主要な躯体部分についてはかなり旧状を忠実に復することができるのではないかなというようなことでございます。

それから再建ののちの活用、これはおっしゃるとおりで大変重要な課題でございまして、もともとはやはり市の取り組みとして、再建をするということでございましたので、その際には茶道の関係者が茶会にご利用いただくとか、市民の方に建物に触れていただくとかいうような、公開ということを前提に考えてございました。

その点のところですね、今回日泰寺さんに譲渡することによってどうなるかということの詳細に先方とも調整、打ち合わせをする中で、日泰寺さんも再建した建物を今までの経緯も踏まえて例えば貸出というような形で様々な茶会に活用していただくとか。それから今言った、再建の場所ということもありますので、常時ということにはなかなかいかないかもしれませんが、例えば一年間のこの時期に拝観の時期を設けて、一般の方にこの建物に触れていただく。その際には今なかなか公開できていない県、市の文化財についてもあわせてご覧いただける機会を作る。そんな取り組みもお寺としてやっていきたいという

意向もございましたので、これならばという判断に至ったということでございます。

(鎌田委員)

1点よろしいですか。

この茶道関係者が設置した団体が寄付金を集めました。このお金については使用用途が変わってくると思うのですが、市としては無関係ということになるということで理解してよろしいでしょうか。

(片岡文化財保護室長)

先ほども茶道会の関係者の皆様がこれまでに集めてこられた寄付というのが1,000万円強ございます。目標額の1億円からしますと、あまりにも獲物が大きいので1,000万円なんですけど、1,000万円集めるのも相当な努力があったろうと思います。

このお金はですね、名古屋市の教育基金、我々の管理している教育基金の中にそれ専用のお財布と申しますか、そこの中に今積み立てられているお金でございますので、当然そのお金には将来この森川邸田舎家を復元するためにこのお金を使ってほしいという思いがこもった寄付金でございますので、日泰寺さんが再建をされるときになんらかこれをお金として出していけるような、そういったテクニカルな面も含めまして、今後検討してまいりたいと考えております。

(鎌田委員)

ありがとうございました。

(鈴木教育長)

他よろしいでしょうか

(船津委員)

民間の力を借りて今眠っている文化財が日の目を見て、活用されていくということはとてもすてきなと思います。

残りの6棟についても何かしら日の目を見る形で、ひょっとしたら今までも有松に行ったときに文化財にお住まいの方々のご苦労みたいなこともお聞きしたことがあるので、新しい条例になるのか、緩やかな形で文化財がちゃんと保護されながら、市民に活用できるような形のものがまだあるんだなと思って、大変だとは思いますが、引き続きそういうものが進むといいかなと思っております。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。

では他にご意見もないようですので、日程第2「財産の無償譲渡について」につきましては、原案どおりご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第3「財産の取得に関する専決処分について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(藤谷教育センター学校情報化支援部長)

日程第3「財産の取得に関する専決処分について」でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において、「予定価格が8,000万円以上の動産の買入れをしようとするときは、議会の議決を経なければならない」とされております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、一人一台端末の配備が急務となったため、地方自治法第179条に基づきまして、市長の専決処分により購入契約を成立させ、納品時期を早めることとなりました。

専決処分した場合は、議会に報告し、その承認を求める必要があり、議会に議案を提出する場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求められますので、本議案を提出するものでございます。

本件は、児童生徒が使う端末及びそのネットワーク環境整備のために必要な機器を買い入れるものでございます。

それぞれの契約内容は別紙のとおりでございます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鎌田委員)

入札が行われたということですので賛成ですが、契約内容のところの最後に合計の数字を書いておいていただけるとわかりやすく、ありがたいなと思いますので、もし可能であればよろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

今わかりますか。

(藤谷教育センター学校情報化支援部長)

後ほどお願いいたします。

(鈴木教育長)

他いかがでしょうか

(鈴木教育長)

他にご意見もないようですので、日程第3「財産の取得に関する専決処分について」につきましては、原案どおりご異議なしとしてお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第4「財産の取得について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(藤谷教育センター学校情報化支援部長)

日程4「財産の取得について」についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において、「予定価格が8,000万円以上の動産の買入れをしようとするときは、議会の議決を経なければならない」とされています。

議会に議案を提出する場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求められますので、本議案を提出するものでございます。

本件は、名古屋市立小学校、中学校及び高等学校における学習用機器として、下記のとおり、プロジェクターを 5,566 台買い入れるものです。

買入金額は 6 億 2,040 万円でございます。買入れの相手先は、株式会社フューチャーインでございます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(西淵委員)

このプロジェクターの使い勝手といいますか仕様というか。プロジェクターって今ものすごくたくさんあるんだけど、天井につけてパシッと映すやつとか。

(藤谷教育センター学校情報化支援部長)

このプロジェクターにつきましては、教卓等先生の机に置いて黒板に写せるような移動式のものでございます。ただ、プロジェクターには焦点距離というものがございます、あまり焦点距離が長いものだと、大きくは映るのですが、当然後ろの方に置かなければいけないということになりますので、教室に使うには黒板の 60 インチ程度の大きさに映るというもので、そういう大きさでできるだけ子どもたちの近くに置かない方がいいような、超短焦点のプロジェクターという仕様になっております。

さらに要は、すぐに移動できるようにはしてあるのですが、そのものを置いて移動するようなものも一緒につけてあるということで、教室移動もできるようにしてあります。

(西淵委員)

ということは白いところに映るのではなくて、黒板に映るの。

(藤谷教育センター学校情報化支援部長)

黒板にも映りますし、それから別途プロジェクターを映すための映写幕のようなものも、別途調達する予定ですが、今のプロジェクターは 4,000 ルーメン以上あるもんですから、ほぼ電気をつけたまま、普通の黒板に映しても視認に耐えられるものでございます。

特に今黒板モードというものがついておりまして、黒板モードにすると、ちょっと黒めの黒板にもそこそこ視認ができるようなモードで映るというふうでございますので、先生方の使い方としては、黒板に直接映してそこにチョークで書き込むとかというような使用用途にも耐えられるというようなものでございます。

(西淵委員)

実際にやってみられたと思うのであれですが、結構短焦点プロジェクターって暗いので、それと音、音はコンピュータから出しても、当然プロジェクターから出すということになるので、音が小さいんですよ。聞こえにくいというか。それと黒板のやつ見たことないけど。1台いくらくらいのやつですか。

(藤谷教育センター学校情報化支援部長)

これは1台10万円以上します。

(西淵委員)

その程度だと大丈夫だと思いますが。

(藤谷教育センター学校情報化支援部長)

今委員のご指摘のとおり、昔のプロジェクターはかなりご指摘のようなことがあったのですが、仕様の中にルーメンも全部出してあって、音も教室全体に聞こえるような形の音声のサウンドができるようにという仕様も付け加えてあるがゆえに、ちょっと普通のプロジェクターより若干高めのものになっております。短焦点でありながら明るくて、しかも音が出るということですので、通常例えば、5万円とか6万円とかで売られているプロジェクターがあると思うのですが、それよりはかなり高額なものになると思います。

(西淵委員)

教室使用を考えたときに、カーテンの厚いやつを閉めて映さないといけないやつだと、なかなかコロナのこういう状態だと閉め切ってということができないですよ。

風があると幕がフワッとなるし、実際自分使っているのも、こういうの。また、買い換ええないかなんと思っているところだもんで、少し気になりました。買ったはいいいけど使い勝手が悪いと、学校の先生方が利用してくれないと財産の持ち腐れになっちゃう。税金の無駄遣いになっちゃうもんで、なるべく活用できるように多分試されていると思いますが、念のため聞きました。

(小栗委員)

ちょっといいですか。

私も何年も経験させていただいて、ご提案としては今後何かそういうものがあつたときに、現物をお持ちしていただけると一番わかりやすいかなと思いました。僕ら企業ではないのでここは、私はこれまでは別にそこまでは要求しなくてもいいかなんと思っていますが、現物があるとその場で確認ができるので、そこから鎌田さんは細かいこと質問され

たいと思いますし、そういうのがあるといんじゃないかなと思いました。今後のことについてご提案させていただきました。

(鎌田委員)

一言よろしいですか。

これが多分議事録として残るわけですね。であれば、最後に何社が応札したかということに記載することは可能でしょうか。もし可能性であれば、そのうちの1社が選ばれたんだなということが、ちゃんと入札しているんですねということが確認できた方が、よりよろしいかなと思ったんですが。

(五味澤総務部長)

入札状況は多分公開されるものだと思うのですが、こちらに載せるタイミングについてテクニカルにどうかということをもた確認させていただいて、公開できるものであればそのように取り計らいを検討させていただきます。ちょっと今すぐにお答えをできず申し訳ございません。

(鎌田委員)

そうですか。わかりました。

先ほどの小栗委員からの話であれですが、民間ですと例えば2社残って、そのうちの1者決めるというときには、なんというメーカーのなんという機種でそのカタログがこうですと、そのうちのこっちを選びましたというのがあると、みんな納得と。性能とかがわかってですね、いうようなことになると思うのですが、これは議事録に残すことは必要ないかもしれませんが、我々の段階でカタログが2種類あるのであれば、それはそれでありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(藤谷教育センター学校情報化支援部長)

入札の案件に関しましては、私どもは製品指定をすることができませんので、入札の仕様をクリアしているものであればどこの会社のもので構わないということで、入札する業者もそういうことについては契約が終わってからご相談をさせていただくということで、契約が終わってからということになると、この議決が済んでからということになりますので、今のところは私どもがお示しさせていただいた仕様どおりのものであればどんなメーカーのものでいい。

ただ、入札の時には私どもはある程度、参考構成表として特定のメーカーの機械を例としては出させていただくのですが、落札した業者さんは仕様を満たしていればどこのメーカーさんでも大丈夫だという入札方式をとっておりますので、それが分かった時点でお知

らせることができるということでございます。

(鎌田委員)

今日現在ではまだどのメーカーかどの機種かということは決まっていないということですね。

(藤谷教育センター学校情報化支援部長)

はい、そうです。

(鎌田委員)

はい、わかりました。

(藤谷教育センター学校情報化支援部長)

先ほどご指摘いただきました合計総額についてでございます。

コンピュータの方は2万台が6個ありますが、合計14万7,268台でございます。

それからコンピュータの方のその1からその4まで中学校、小学校全部ございますが、コンピュータだけで申し上げますと、65億9,022万8,414円ということでございます。それでプラス26億1,800万円の学習系システムがプラスされると全部の合計で言いますと92億822万8,414円ということでございます。

(船津委員)

ありがとうございます。

現場にとってはなるべく早くICT機器が導入されて、設置されることが大事だと思います。せっかくなので、このICT環境整備スケジュールを出していただいているじゃないですか。ちょっと気になったのは、今、端末のところではないので申し訳ないのですが、ICT支援員さんが派遣から39人で、要求中で、9月からの配置を目指すところなのですが、導入が上をみると随分今年の4月からやっばりお使いになるということを見据えて、随時導入されているので、派遣型39人がもっと早くだといいのかなと思いました。感想です。

(藤谷教育センター学校情報化支援部長)

3月からICT支援員の方は、まずは4名が配置されてそこから派遣をしながらやっていくということですが、なにせちょっと足りない状況だもんですから、4月から順々に学校へタブレットが入っていくという状況の中、私ども学校情報化支援部の方は私も含めて、学校経験者の指導主事が今のところ7人おりますので、今もそうなんですけど、もう既に36校にタブレットが入っておりますので、毎日のように出かけて支援をさせていただいてお

りますので、それもフル回転でちょっと9月まではなんとかうちで大車輪のように回しながら学校の支援をして、最初のスタートが肝心なものですから、最初、これは使えないとなると大変なことになりますので、できるだけ手厚い支援を今のところ行っていこうと。

それにプラスICT支援員だけではなく、指導者用タブレットも一緒に導入されておりますので、指導者用タブレットから簡単マニュアルみたいなものがすぐ見えるような形で用意をしておりますので、それでできなければICT支援員または私ども指導主事が行くというような形で2重、3重の支援を考えておりますのでご理解頂ければと思います。

(小栗委員)

横浜に我々視察させていただいたときにも、すごくインフラ、それから導入時って大変だったと伺いましたので、大変なご苦勞をおかけするかと思いますですがしっかりやっていたけるといいなと思います。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。

他にご意見もないようですので、日程第4「財産の取得について」につきましては、原案どおりご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、次の議事に移りますので、職員の入替えをお願いいたします。

【関係職員以外の退室・関係職員の入室】

(鈴木教育長)

次に、日程第5「令和2年度一般会計補正予算について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(木村企画経理課長)

「令和2年度一般会計補正予算」について説明させていただきます。

予算のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、教育委員会の意見が求められますので、説明資料

を提出するものでございます。

資料 1 枚おめくりいただき、議案の概要の 1 ページをご覧ください。

まず初めに、今回 2 月補正予算で提出させていただきます事項に共通する点をご説明させていただきます。国の令和 2 年度予算の追加内示や補正予算に伴うものでございまして、年度内に完了しないことから全額を翌年度に繰り越すものでございます。

その旨それぞれの項目の「1 趣旨」「3 繰越明許費」に記載しております。

1 点目「校舎等のリニューアル改修」でございます。

「1 趣旨」にございますが、おおむね築 40 年を経過した校舎等に対して、今後 40 年間使用するために行う工事でございます。

別資料でカラー写真を載せております。資料 1 の 1 ページ目の上段に改修前後の写真を載せておりますのでご覧いただきたいと思います。なお、この項目以降は同様に学校に関する工事の写真を掲載いたしておりますので、適宜ご覧ください。

概要に戻りまして、「2 内容」「ア 改修内容」といたしまして、外壁改修、屋上防水、内装改修、トイレ改修等を行います。「イ 実施校」では、3 年度に工事もしくは設計を行う校数を掲げております。

「4 債務負担行為」につきましては、将来にわたる財政負担を約束する行為でございます。地方公共団体の会計は原則単年度会計となっておりますが、これにより年度を超える長い期間の契約ができることになります。後年度の予算については改めてその年ごとに計上いたします。

事項としましては、「小学校校舎等のリニューアル改修工事」「中学校校舎等のリニューアル改修工事」「高等学校校舎等のリニューアル改修工事」と 3 つに分けて、期間が令和 3 年度から 4 年度までであること、またそれぞれの限度額を掲げております。

2 ページをお願いします。

「校舎等の保全改修・設備改修」でございます。

「1 趣旨」にございますが、保全改修・設備改修は築年数がおおむね 60 年経過した校舎等に対して、今後約 20 年使用するために行う工事でございます。

「2 内容」「ア 改修内容」といたしましては、外壁改修・屋上防水、トイレ改修等を行います。「イ 実施校」のとおり、工事として小学校 1 校、中学校 1 校、幼稚園 1 園を予定しております。

「4 債務負担行為」につきましては、「中学校の校舎等の保全改修・設備改修工事」として、期間が令和 3 年度から 4 年度まで、限度額として 4 千 2 百万円を計上しております。

次に「学校トイレの環境改善」でございます。

「1 趣旨」にございますように、学校トイレの洋式化等を実施するものでございます。

「2 実施校」のとおり、3 年度に設計・工事を行う学校数と、3 年度に工事のみ、あるいは設計のみを行う校数をそれぞれ掲げております。

3 ページをお願いします。

「肢体不自由児童生徒対応エレベーターの整備」でございます。

「1 趣旨」にございますように、肢体不自由児童生徒用のエレベーターを整備するものでございます。

「2 実施校」のとおり、工事として小学校 1 校、設計として中学校 1 校を予定しております。

次に「公害対策関係校空調設備の改修」でございます。

「1 趣旨」にございますように、公害対策関係校における空調設備の改修を行うものでございます。

「2 実施校」のとおり、設計・工事として小学校 6 校、中学校 3 校を予定しております。

「4 債務負担行為」につきましては、「小学校の空調設備改修工事」「中学校の空調設備改修工事」として、期間が令和 3 年度から 4 年度までで、それぞれの限度額を掲げております。

「学校運動場の改修」でございます。

「1 趣旨」にございますように、前回改修から 20 年以上経過し劣化が著しい運動場の改修を行うものでございます。

「2 実施校」のとおり、3 年度に工事を行う学校数と、4 年度の工事に向けて 3 年度に設計を行う学校数を掲げております。

4 ページをお願いします。

「指定避難所の給排水機能確保策の推進」でございます。

「1 趣旨」にございますように、指定避難所である小・中学校における、震災時の給排水機能確保に向けた埋設給排水管の改修を行うものでございます。

「2 実施校」のとおり、工事する学校数を掲げておりますのでご覧ください。

次に「学校ブロック塀の撤去等」でございます。

「1 趣旨」にございますように、高所等にあるブロック塀撤去及びフェンス新設等を実施するものでございます。

「2 実施校」のとおり、工事として小学校 19 校、中学校 3 校、設計として小学校 12 校、中学校 6 校、高等学校 1 校を予定しております。

「学校受水槽の改修」でございます。

「1 趣旨」にございますように、耐震性が不十分な受水槽の改修を実施するものでございます。

5 ページをお願いします。

「2 実施校」のとおり、工事として小学校 6 校、中学校 2 校、高等学校 1 校を予定しております。

次に「高等学校及び特別支援学校での生徒用タブレット端末等の購入」でございます。

「1 趣旨」にございますように、高等学校段階の低所得者世帯等の生徒が使用するタブレット端末及びモバイルルータを購入するものでございます。

「2 内容」「ア タブレット端末」「イ モバイルルータ」の台数はご覧のとおりです。高等学校のタブレット端末・モバイルルータと特別支援学校高等部のモバイルルータは高等学校奨学給付金の認定者などの低所得者世帯を対象にしておりますが、特別支援学校高等部のタブレット端末 414 台につきましては、所得にかかわらず渡すことを考えているため、モバイルルータ 361 台よりも多くなっております。

次に「幼稚園での情報通信機器の購入」でございます。

「1 趣旨」にございますように、幼稚園全園において情報通信機器を購入するものでございます。

「2 内容」としましては、オンライン等による保育参観、家庭との連絡、教員研修等に必要となる備品の購入で、1 園当たりの金額は 100 万円を予定しております。

6 ページをお願いいたします。

最後に「財源更正」でございます。

「1 趣旨」にございます減収補填債とは、新型コロナウイルス感染症の影響によって当初見込みから税収が下回る場合にその減収を補填するために、新たに市債を発行ことが認められる仕組みでございます。

先ほど写真がついておりました資料 1 の最後のページ、4 ページ下段をご覧ください。

守山養護学校の増築を例にご説明いたします。対象となる事業費 2 億 5,471 万 6,000 円のうち、当初予算では青い部分、1 億 9,100 万円の市債を充当する見通しを立てておりました。

今回の財源更正では、市債充当後の残りの一般財源分、この表における赤い部分、6,371 万 6,000 円につきまして、その 70%にあたる 4,400 万円の市債を発行するものでございます。教育委員会の様々な事項において同様の財源更正をした合計が議案の概要に掲げました、8 億 9,200 万円となっております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(小栗委員)

ちょっとお手洗いのことで恐縮なんですけど、今きれいにされてきたということで次の段階でちょっとどういうふうにお考えになっているかという質問で、男性は大きい方と小と分けられているじゃないですか。今、色々男性、女性の差別ということが比較的失われつ

つある中で、例えば当社でいくと男性用の小さいものは無くしてしまって、全部大きいようの方で用が足せるように考えたらどうだっていうことを今進めているんですね。

本市がそこまでいくかどうかとか、いろいろな考え方があるでしょうし、ただ時代の流れとしては、そういった私が申し上げたようなことも考えられるし、例えばそれで全体のコストが万が一、多少低くなるようなことがあれば、検討されてはいいのかなと思っていたのですが、どうなんでしょうか。

（中馬学校整備課長）

委員からご指摘をいただきまして、そういった課題につきましては、将来的な課題であるという認識はまず持っております。正直申し上げまして、今の時点では、名古屋市の学校は洋式化が進んでいないという状況もございまして、今年度から、これまでですと学校の校舎の改修に合わせまして、トイレの改修工事も行っていました。今年度から5か年の計画ということでトイレの単独工事を実施しております。そういう中で、まずは喫緊の課題ということ洋式化率を少しでもあげていきたいというところに全力を注いでまいりたいと考えておりますので、またこういった5か年の計画が終わった段階で、次の段階の課題ということでしっかり検討してまいりたいと思います。

（小栗委員）

さすがすばらしいお答えだと思うんですが、やむを得ないとは思いますが、多分行政の中でも決められた枠の中でも改善できる個別対応みたいなこともできていくんじゃないかとも思っているし、行政だからできないというわけではなくて、フレキシブルに考え方も変えていくという行政も今後あってもいいなと思っていました。

まず、トイレ自体がすごく検討されて、美しくなってよくなったってお子さんもすごく喜んでらっしゃると思うのですが、ぜひ本市は先を先を行けるような考え方をもってフレキシブルに挑戦してみるということがありたいかなと思いましたので、おっしゃっていることもとても理解できますし、行政という枠の中もあるかもしれないのですが、その中でもチャレンジできることは小さなことでもやっていってもいいかなと思いましたので、少し意見を言わせていただきました。

（五味澤総務部長）

補足で答えさせていただきます。

ありがとうございます。そのように検討させていただきたいと思います。

以前、小便器の男子用を無くすという取り組みをやったことがございます。時代の先駆けということで新しい学校でやりましたが、結果としてなかなか数が足りないということで、あんまり使わないというか、つまり全部大便器にしたことがありました。男子のトイ

レを。それを小便器に変えてくれ、その方が使いやすいというご要望もございまして一部直すという、チャレンジしてちょっと直すということも実はやっています。

ただ、時代、それぞれ流れのなかで、先ほどおっしゃった性の問題も新たに出てきますし、そういったことに関しましては、多目的トイレ等をたくさん作っているいろんな方がお使いいただけるようにということもフレキシブルにこれから考えていきたいと思いますので、ご趣旨承りましたという答えでございます。

(小栗委員)

ありがとうございました。

いろんなご意見もおありになると思いますので、ちょっと頭に中に入れながらお進め頂けるとありがたいと思います。

(鎌田委員)

基本的なことで教えていただけるとありがたいですが。

コロナとかそういうことが発生して、それでそれに対応して急遽こういうことをしなければいけません、だから補正予算を組みます。ということは素人としてはわかりやすいのですね。ここに書いてあるのは、年度内に終わらないので、来期に繰り越しますと。これは緊急性といいますか、元々これは年度最初の予算に入っているもおかしくないような内容なのかなと。むしろその予算のときに漏れてしまう、または撥ねられてしまったので今回こういうふうにしたのか。そうでないのであれば、これは来年度の予算で請求されてもいいような内容のものが多いかなという印象を受けるのですが、そこらへんいかがでしょうか。

(木村企画経理課長)

例年この2月の補正の時期に当初予算、結局は3年度に工事をするものが、前倒しで2月補正で予算を提出させていただくようなことが、だいたい例年このような時期に起こるのですが、その背景といたしましては、まずもって国が2年度に構えていた補助金が全国から申請があって、応募があって、そのように配分されるわけですが、そういう行為があってなおかつまだ残額がある。これを有効活用したいので、まだこれから手を挙げる自治体は手を挙げてほしいというような要請があったり。今年で言えば、コロナの対策で3次補正ということで年末のあたりから、にわかに明らかになって、急遽取りまとめられていますけども、そういったものに対して国は15か月予算と銘打ってですね、普通、年度は12か月だけど、もう3か月先を見越して、実際3か月あっても終わらないですけど、15か月予算、2年度と3年度の切れ目をなくして、シームレスにやるという意図だと思いますが、ということでまた予算を構えたので自治体は手を挙げてほしいと。

そういうチャンスがある場合に名古屋市としましても国が多くくださると言っているのであればなるべくそれに乗っかってですね、3 年度当初で構えていたらもしかしたらその補助金は当たらないのかもしれないということを考えたときに、その 3 年度の一般財源を節約する趣旨でも 2 月補正予算で手を挙げて、結局は繰り越して 3 年度に工事することになります、そういう手法をとろうということで、そういう考え方でやっているものでございます。

(鎌田委員)

はい、よくわかりました。

そういうことだと申請するべきだと思いますけど、カラーの写真がついている 4 ページの一番下の財源のところで、この合計の補正予算がいくらだと、そのうち国庫から補填されるのがいくらです、地方債としていくら発行します、それ以外の一般財源としていくら出しますと、こういうふうに書いてありますと、全体像が把握しやすいのですが。このうちの最初 91 億とか 31 億とかいろんな大きい金額があるのですが、このうち国からはいかほどいただけるものなののでしょうか。

(木村企画経理課長)

リニューアル改修で国庫補助がいくらかというご質問でしょうか。

(鎌田委員)

個別じゃなくてもよいのですが、一番最初校舎のリニューアル 91 億から始まりますね、そのほかに、トイレが 31 億とか書いてありますけど、合計するとかなりの金額になりますが、そのうちの合計金額からみて、国庫からいくらもらえるのか、補助金額。それから市債をいくら発行するのか。そして一般財源いくら使う。三つの財源が書いてあると非常にわかりやすいんですけども、そういった説明は可能でしょうか。

(木村企画経理課長)

ちょっと計算するお時間をいただければと思います。

(木村企画経理課長)

まず国庫補助がですね、37 億 3,600 万円ほどです。

(鈴木教育長)

それはリニューアルのこと言っているの。

(木村企画経理課長)

全部通してです。

2月補正に上がっているものです。

(木村企画経理課長)

市債が92億100万円です。

残り一般財源になります。一般財源21億3,400万円になります。

繰り返します。国庫補助が37億円余、市債が92億円余、一般財源が21億円余。こういう構成になっております。

(鎌田委員)

わかりました。ありがとうございます。

もう一つだけ関連質問させてください。これは補正予算で申請しても、この国庫からいただけるのは同じであって、つまりこの4月からの新年度予算でやった場合には国庫からもっともらえると、そういうことはあるのでしょうか。

この比率はだいたい変わらないものなんですか。質問の趣旨はですね、もし新年度で申請したらこのうち半分はだいたい国庫がもってくれますよというのであれば、じゃあもう少し待った方がいいかなというふうに思うわけですが、別に先にいっても同じ負担比率ですよというのであれば今、申請しましょうと、そういうことになるんじゃないのかなというふうに思うのですが、いかがなものでしょうか。

(中馬学校整備課長)

国庫補助金でございますけども、整備事業につきましては国の方からですね、この令和2年度の執行残あるいは補正予算ですね、この方でぜひ手を挙げてほしいというようなご要請をいただいておりますので、そういう趣旨を踏まえたと3年度の当初予算で手を挙げるよりも、2年度のこの補正の中で手を挙げた方が国から補助金をいただける可能性が高いというそういう認識をもちながら、今回申請をしております。

(鎌田委員)

ということは新年度で申請すると国庫からの補助がもっと減ってしまう可能性があるかと。

(中馬学校整備課長)

場合によっては補助がいただけないという可能性もあると思います。

(鎌田委員)

それはもう今のうちにたくさん申請した方がいいですね。

(五味澤総務部長)

今申し上げたように、国の方も2月これギリギリに出す。それに対応できるような自治体は手を挙げてください、と。お金がもったいないからということで結構厚めにうてる前提なんです。なので準備ができていない自治体は慌てふためいて、でも間に合わないから、当初予算でしようがないとなります。

ですけど、我々毎年こういうことがあるので、文科省からいろいろ情報、アンテナを立てて、いけそうなので準備しておいてくださいということを秋口からずっとやっていて、パッと出たらパッと手を挙げてとなると厚めにいただける。

市債もこの2月補正でやると市債でやっていいよというものが当初予算よりも補正でやった方が緩めてくれるんです。国が。なので、一般財源を減らすことができるということがあるのである意味有利なんです。補正予算でやる方が。なので、一般的にみるとどうせ4月から工事やるんでしょ、何で分けるのというご質問だと思うので、それに関していうと2月の方がとてもおいしいので、ぜひとも2月にやりたいということです。先にそれを説明すべきでした。失礼いたしました。

(鎌田委員)

よくわかりました。

ちなみに市債の利率というのはいかほどなんでしょうか。

(中馬学校整備課長)

事業によりまして若干異なることはございますが、通常ですと75%というのが。

(鈴木教育長)

充当率ね。利率は。

(中馬学校整備課長)

金利ですか。

(五味澤総務部長)

後ほど調べてお答えさせていただきますが、いわゆる普通のところよりは市の利率は相当低いと思いますので。

(木村企画経理課長)

結局、金融機関が引き受けることになるので、市場利率とどれだけ差があるか、今即答できないです。

(五味澤総務部長)

確認させていただきます。

(鎌田委員)

銀行からたくさんお金借りているもんですから、金利がいくらになるかすごい気になってしょうがないんです。小栗さんのところは全然お金借りなくてもよいのでしょうか。うちはいっぱい借りてますから。

(西淵委員)

一つだけ。リニューアルはいろいろありがとうございます。

コロナの前と後でトイレの仕様等が変更になったり、あるいは校舎の中身について変更になるということは予定してみえるんですか。

(中馬学校整備課長)

ただいまコロナ対策に関するご質問をいただきまして、トイレに関して申し上げますとトイレの中に水栓がございますが、これまでですとレバー式とか蛇口をひねるタイプのものですが、来年度の工事からにつきましては原則自動水栓化を行ってまいりたいと考えておりますので、こういった状況を踏まえて新たな対策ということで進めてまいりたいと思います。

(西淵委員)

ありがとうございます。

本当にトイレとか手洗いとかを含めて、触るのが非常に怖いんですね。だからやっぱり自動でできるといいなと思います。

(鈴木教育長)

他よろしいでしょうか。

(鈴木教育長)

では、他にご意見もないようですので、日程第5「令和2年度一般会計補正予算について」につきましては、原案どおりご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第6「令和3年度一般会計当初予算について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(木村企画経理課長)

「令和3年度当初予算」について、ご説明させていただきます。

予算のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定によりまして、教育委員会の意見が求められますので、説明資料を提出するものでございます。

1ページをお願いいたします。

令和3年度当初予算の概要につきましてご説明申し上げます。

「1 予算総額及び前年度予算比較」でございします。

令和3年度の教育委員会所管の歳出予算額は、1,763億円余であり、対前年度比0.9%、16億円余の増となっております。

主な増減理由は、増加分としまして、ICT環境整備等を行うナゴヤ・スクール・イノベーション事業で51億円の増、管理諸室等空調設備の更新で9億円の増等がございします。減少分としまして、学校工事の終了に伴う減としまして上志段味小学校の新設で29億円、守山養護学校の増築で9億円などがございします。

また、当初予算額のうち、市長による政策的判断を必要とする臨時・政策経費につきましては、歳出額としまして64億円余、一般財源で41億円余が予算措置されております。

次に、「2 主な未計上事項」でございします。

臨時・政策経費として予算要求を行ったもののうち、施策の優先度や緊急性等の観点から予算未計上とされた主な事項としましては、「プールの改修」、「科学館グランドビジョンの策定」がございします。

いずれの事項につきましても、今後、内部検討等を進めてまいりたいと考えております。

2ページをお願いいたします。

歳出予算の科目別の主な増減理由につきまして、掲載いたしました。

主な増額のあった科目をご説明いたします。

「12 教育費」「2 小学校費」の「1 学校管理費」では、I C T環境整備の増等により 43 億円余の増となっております。その下の「2 学校整備費」では上志段味小学校の新設の減やトイレの環境改善等の予算が、国の補助金の追加内定等により、2 月補正に前倒して計上されるなど、当初予算としては 41 億円余の減となっております。

「3 中学校費」「1 学校管理費」では I C T環境整備の増等により 8 億円余の増となっております。

3 ページをお願いいたします。

「6 特別支援学校費」「1 学校管理費」では、守山養護学校の増築の減等により 4 億円余の減となっております。

また、「8 私学振興費」「1 私学振興費」の 6 億円余の減につきましては、幼児教育の無償化による子育て支援施設等利用給付の所要額の精査による減等によるものでございます。

「9 生涯学習費」「7 生涯学習施設整備費」の 8 億円余の減につきましては、科学館ノーベル賞受賞者顕彰施設の整備の減等によるものでございます。

「13 職員費」「14 教育職員費」の「2 教育指導職員費」では、小学校等における非常勤スクールカウンセラーの配置時間の増等により、4 億円余の増となっております。

「4 小学校管理職員費」「5 中学校管理職員費」につきましては教職員の退職手当の減によるものでございます。

「8 特別支援学校職員費」の 4 億円余の減につきましては、守山養護学校の増築に伴う教職員の増によるものでございます。

4 ページをお願いいたします。

「主な施策一覧」でございます。

第 3 期名古屋市教育振興基本計画の柱に沿って、主な事項を掲載いたしました。時間の関係もございますので、事項を絞って、ご説明させていただきます。

説明に先立ちまして、2 番目の項目の高等学校・特別支援学校高等部における I C T環境整備の事項欄等がございます【2 月補正】というものは、先ほどご説明しましたとおり補正予算の議案でご説明しておりますので、省略させていただきます。

「1 基礎的・基本的な知識・技能の習得と、自ら考え、判断し、表現するなど幅広い学力の育成を進めます」では一番上でございますように、「小学校 3 年生での 35 人学級の実施」につきまして、国が来年度より 2 年生の 35 人学級を始めるところでございますが、本市ではすでに小学校 1・2 年生の 35 人学級を行っていることから、国に先駆けて来年度より 3 年生の 35 人学級を実施してまいります。

中ほど「ナゴヤ・スクール・イノベーション事業」につきましては、子ども一人ひとりの興味・関心や能力、進度に応じた個別最適化された学びを提供するため、6 つのプロジェクトによる実践研究や、先進事例の研究実践・学習会を引き続き実施してまいります。

さらに、児童生徒一人一台タブレットの配備や I C T支援員の配置等を実施してまいり

ます。

その下の「学校司書の配置」では、児童生徒の学校図書館の利用促進等を図るため、学校司書の配置校数を 70 校から 75 校に拡大いたします。

次の「子どもの未来応援講師の配置」では、長期休業期間中に実施しております特設講座も含めて、配置校数を 90 校から 93 校に拡大いたします。

5 ページをお願いいたします。

「3 望ましい生活習慣を身に付け、生涯にわたってたくましく生きるための心身を育みます」では、「学校における衛生用品の購入等」につきまして、今年度補正予算で実施した、新型コロナウイルス感染症予防に必要な衛生用品の購入等を引き続き実施してまいります。

「小学校における新たな運動・文化活動の実施」につきまして、民間委託による新たな運動・文化活動を小学校 133 校から全校に拡大して実施してまいります。

「学校保健課題解決支援事業」では、学校医を対象とした専門医による相談事業等を実施してまいります。

「部活動顧問派遣事業」では、中学校の派遣校数を拡充してまいります。

「4 多様な教育的ニーズに対応したきめ細やかな支援を推進します」では、「特別支援学校スクールバスの増車」につきまして、今年度補正予算で実施したスクールバスの増車を引き続き実施してまいります。

6 ページをお願いいたします。

「母語学習協力員の配置」につきましては、バイリンガルの学習協力員を従来の対象言語である中国語・フィリピン語・ポルトガル語に、ネパール語・ベトナム語の 2 言語を追加し、44 名に増員して配置してまいります。

「5 グローバルに活躍するための資質・能力を育みます」では、「グローバル人材を育む和室活用事業」といたしまして、組み立て式和室を小中学校 17 校から 67 校に拡大して設置してまいります。

7 ページはとんで、8 ページをお願いいたします。

「7 教員がいきいきと教育活動に取り組むための環境整備を進めます」では、「スクール・サポート・スタッフの配置」につきまして、今年度補正予算で実施したサポートスタッフの配置を全校・園で継続してまいります。

「8 子どもが安心・安全で快適に学ぶことができる施設の整備を進めます」では「学校体育館空調設備の設計」につきまして、酷暑期の教育環境等の改善を図るため、中学校・特別支援学校の体育館への空調設備整備に向けた設計を実施してまいります。

「管理諸室等の空調設備の更新」では、保健室やランチルームなどにおける老朽化した空調設備を更新してまいります。

「橘小学校等複合化整備構想の策定」では、中区橘小学校の教育環境の改善に向け、生涯学習センター等との複合化整備に係る整備構想を策定してまいります。

「高等学校空調経費の公費負担」では、P T Aが設置した普通教室等の空調のリース代・光熱水費を公費負担に切り替えてまいります。

9 ページをお願いいたします。

「特別教室空調設備の新設」では、中学校美術室への空調設備を整備してまいります。

10 ページをお願いいたします。

「9 子どもにとって望ましい学校規模を確保します」では、「中学校（守山区）の新設」につきまして、過大規模校になることが見込まれる志段味中学校について、分離新設校整備に係る民間活力導入可能性調査を実施してまいります。

11 ページをお願いいたします。

「10 子どもの針路を応援するため、一人ひとりの発達の過程を支援します」では、「なごや子ども応援委員会の運営」につきまして、主任や高校・特別支援学校担当の総合援助職を増員するとともに、小学校・特別支援学校の非常勤カウンセラーの配置時間数を年間280時間に拡充してまいります。

また、児童生徒に配備されるタブレット端末との連携を図るため、スクールカウンセラー等へもタブレット端末を配備してまいります。

「11 いじめや不登校などの未然防止と早期発見・解決に取り組みます」では、「不登校対応支援講師の配置」につきまして、配置校数を42校に拡大いたします。

12 ページをお願いいたします。

「12 保護者の経済的負担を軽減し、多様な進路選択を支援します」では、「準要保護者等へのオンライン学習通信費支給」では、I C Tを活用した学習環境の整備に伴い、準要保護認定者等に対してオンライン学習通信費を支給いたします。

「多様な集団活動事業の利用支援」では、幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない所要の要件を満たす各種学校の幼稚部に通う満3歳児以上の幼児の保護者が支払う利用料に対し、月額20,000円を給付いたします。

「私立高等学校授業料補助」につきましては、県の補助単価に併せて、市の補助単価の増額を実施してまいります。

14 ページをお願いいたします。

「15 図書館改革を進め、読書機会の充実と多様な学びを支援します」では、「読書バリアフリー法に基づく読書環境の整備」につきまして、拡大読書器等の読書支援機器や電子書籍等を導入いたします。

15 ページをお願いいたします。

「17 博物館・美術館・科学館の魅力を磨き上げ、発信します」では、「博物館の魅力向上に向けた基本計画の策定」といたしまして、基本計画の策定や整備手法調査等を実施いたします。

「18 名古屋の歴史や文化に根ざした魅力を大切に、活用・発信します」では、「志段

味古墳群用地の取得」につきまして、志段味古墳群の保存を図るため、国史跡の追加指定に向けて、追加指定予定地等の公有化を行ってまいります。

16 ページをお願いいたします。

教育委員会における新型コロナウイルス感染症対策事業を表にまとめさせていただきました。先ほど説明したものや、生涯学習施設等の施設管理・イベントにおける感染症対策、指定管理者の減収補填や事務局の執行体制の強化等を行ってまいります。

17 ページをお願いいたします。

「行財政改革の取り組み」でございます。

「1 内部管理事務等の見直し」では、施設などの「管理運営費」について実績を勘案し精査することなどにより、7 億 5,000 万円余の見直しを行いました。

「2 事務事業の見直し」といたしましては、上から 2 つめの「学力向上サポート事業」につきまして、今後はナゴヤ・スクール・イノベーション事業の方で、各学校における個別最適化された学びを支援するため、見直しを行いました。

「図書の寄贈等」につきましては、図書館への図書の寄贈等を換算した経費を見直し額として計上したものでございます。

「3 外郭団体に関する見直し」では、「公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会」への経費支出につきまして、事業費の精査等により、100 万円余を見直したところでございます。

「4 歳入の確保」では、国庫補助の活用などで 1 億 7,000 万円余の財源を確保いたしました。

教育委員会全体の行財政改革の取り組み額は一番下の計にありますように、総額 10 億 6,000 万円余となっているところでございます。

18 ページ、19 ページをご覧ください。

令和 3 年度と令和 2 年度の教育委員会事務局の組織について、まとめた資料でございます。

18 ページは新体制、19 ページは現行体制で、増員等を行う組織は 18 ページに網掛けで示し、今年度で廃止する組織は 19 ページに二重線で示しております。大きな変更点といたしましては、部活動振興担当主幹及び生涯学習部生涯学習課部活動振興係を廃止し、部活動に係る業務については、部活動振興室を新設し移管します。また、幼児教育無償化後の市立幼稚園への需要の変化を受け、改めて市立幼稚園のあり方を検討するため、市立幼稚園のあり方検討担当主査を設置します。その他については、ご覧いただきたいと存じます。

1 枚はねていただき 20 ページをお願いいたします。

職員定数の増減に関する説明でございます。

令和 3 年度の職員定数は前年度比で 100 名増加し 12,853 名となります。

主な増減理由といたしまして、重要事項への職員配置として 16 名の増員、小・中・特別

支援学校の教職員定数の充実として 115 名の増員、子ども応援室スクールアドバイザーの見直しで 11 名の減員、学校用務業務の非常勤化、給食調理業務の委託化、特別支援学校における介助業務の非常勤化で 10 名の減員となります。

その下表中の区分の 2 をご覧ください。学校施設の空調整備に係る事務執行体制の強化ということで学校整備課に主査 1 名、主事 1 名を増員し、学校体育館への空調整備について進めてまいります。

次に区分 7、8 をご覧ください。子ども応援委員会の支援拡充に向けた体制強化として、子ども応援室に、現場職員の指揮・指導・育成を行う主任 3 名を増員するとともに、高等学校、特別支援学校の総合援助職 2 名を増員します。

次に区分 9 をご覧ください。ナゴヤ・スクール・イノベーション事業の事務執行体制の強化として、指導室に 1 名を増員するとともに、教育センター学校情報化支援部に 1 名を増員します。

次に区分 12 をご覧ください。小学校部活動に変わる新たな運動・文化活動の本格実施に向けた業務量増加への対応といたしまして、生涯学習課部活動振興係の人員を新設する部活動振興室に移管するとともに、部活動振興係に 1 名を増員します。

区分 15 をご覧ください。子ども応援委員会のスクールアドバイザー業務を見直し、会計年度職員として引き続き、学校とスクールカウンセラー等との連絡調整を行うスクールセクレタリーの職を新設し、11 名配置いたしますが、定員としては 11 名を減員いたします。

21 ページをご覧ください。

区分 24 でございます。義務教育等に係る教職員については、学級数等の増加、小学校 3 年生の 35 人学級の実施に伴い教職員数が増加し、全体として 115 名の増員となります。

令和 3 年度の「組織・定数」については以上でございます。

22 ページをお願いいたします。

「債務負担行為」でございます。

一番上の「小学校校舎の賃借」から真ん中下ほどの「小学校タブレット端末のソフトウェア導入・保守業務委託」については、末尾のかつこ書きにございますように、これまでに議決が済んでいるものになります。

その下の 6 つのかつこ書きで 2 月補正と付いたものは、2 月補正で新たに債務負担行為を設定するものです。

また、一番下から 3 行分「小学校校舎等のリニューアル改修工事」以降は、今回の当初予算で債務負担行為を設定するものでございます。

事項毎に期間と限度額を掲載いたしましたのでご覧いただきたいと存じます
資料の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(西淵委員)

ご苦労さまです。

まず、小学校 35 人学級の 3 年生への前倒しについて、本当にありがとうございます。なかなか実施できないところをこういう状況で前倒ししていただくということで、本当に充実して子ども一人ひとりを見える体制を取ればいいかなと思っております。

もう一つ、野外学習ですが、中津川とか稲武の施設が今年こういう状況だったので、どういうふうになったのか、それから、今後感染症がどういうふうになっていくのかということもあるのですが、実施していくのかという見通し。それからもししないとしたら、その間に直した方がいい、子どもがいないときに設備整備をした方がいいかなという気もするのですが、中津川の第 2 本館でしたっけ。かなり前から老朽化して、順番がまだ低いということでずっと見送られてきたと思うのですが、一部ちょっと稲武のトイレは付いてますが、その辺のことをちょっと、野外学習関係を教えていただけるとありがたいです。

(藤好指導室長)

ありがとうございます。次年度に向けての野外教育、また今年度の状況ですけれども、本年度については、残念ながら中止ということでございましたので、稲武、中津川の方で、とりわけ子どもたちが使うもの、例えば釜戸ですね、そういったところを全部新しくリニューアルしたりですね、壁の方の塗り替えとかですね、そういった現地でできることについては行っております。

なによりも次年度どうするかといったところも、もちろんセンターの方ともそれから野外教育課とも連携しながら、もちろん現場の意見も様々伺いながら検討を進めてきておりまして、次年度については一番の課題は夜寝るときのディスタンス、昼間の活動についてはマスクをしたりとか、そうしたことである程度、これは学校現場で行う活動と似たようなことができるのですが、どうしても保護者の方の心配とか、そうしたことも夜寝るときにマスクをさすがに着けたまま寝るというようなことの想定はできませんので、そうしたときにどうするかといったところも議論しまして、基本的には日程を 1 泊 2 日に短縮をすると。一回に入る学校数を減らしまして、一部屋に入る定員も半数にするといったことで最低でも 2 メートル以上の寝るときの距離を保って、寝ることができるような、そうした形でスケジュールの組み直しの方の作業も今年度行いました。

様々意見がある中でやはり野外学習というのは貴重な経験にもなるものですから、ぜひとも子どもたちに行ってほしいという強い意見もいただいております、なんとか実施する方向でできないかということで、次年度は 1 泊 2 日の日程で、そして入る校数を減らし

てディスタンスをとって、感染対策をきちんと行っただけで実施をしていくという方向で計画をすすめているところでございます。以上です。

(西淵委員)

ありがとうございました。いろいろ工夫してやっていただいているので、施設が空かないもんですから、そこで直すということとはできないということなんですね。

僕が小学校の頃に中津川の野外教育の第1回生なんです。その時にはどういうふうにやったかという、やっぱりテントなんです。河原にテントを張って、あれだけの施設がなかったんで、テントでやりながら、ちょっと施設を増築していったという形なんです。今野外学習であれだけ部屋に押し込んで生徒、子どもをやる野外学習のあり方が本当にそれでいいのかということから、この時期考えた方が。別に来年度のことだけじゃないけれど、ちょっと野外学習のあり方を考えていかないと、意義も含めて。これからいろんなことに対応できないのじゃないかと思います。施設維持も含めてですね。もう親がキャンプなんかかなり連れていってる状況もある中で、ただ安いんですね、負担は安くて5,000円くらいで行けるので、ということはあるんだけど、本当に野外の学習の機会になっているのかなということも含めて考えていただけるといいかなと思います。

それから35人学級は何学級増になりますか。だいたい。

(太田教務部長)

現段階ですが、60～70学級程度の増と考えております。

(西淵委員)

ありがとうございました。

(鎌田委員)

今の35人学級のことなんですが、これ愛知県が導入するので市も右に倣えということでやる。従って、元々の計画通りいけば、国からの支援がもらえるけれども、今回市の負担をもってもやっていきたいと思います、ということなわけですね。賛成なんです、これは今回35人ですけども、将来的に国が何人学級を目指しているのでしょうか。

例えば30人とか。どういうふうなのかなと。今そういう意味では仮に30人ということであれば、我々の長期計画といいますか、それも立てていく必要があるのではないのかなと思ったのですが、その点からのご質問です。

(太田教務部長)

今ご質問いただいた件ですけれども、まず本市が今回35人学級に前倒しで小3からや

るということについてはもちろん委員ご指摘いただいた愛知県が始めることがきっかけであつたのは確かなんですが、私どもとしてもですね、最初説明にありましており、小学1年生、2年生については30人学級を既に導入しておりますので、国の計画通りでいきますと、来年が2年生ということになりますので、現2年生が3年生になるときはいったん40人学級編成になってしまうということになるのですが、我々としては、せっかくですから今2年生が30人学級で学んでいるところですので、来年度から国が35人学級編成に新しく取り組んでいくということであれば今の2年生、来年3年生になるときは35人学級に変えていくべきではないかということに取り組むものでございます。

今後、国がどう考えているかということですが、ここはちょっとなかなか国全体の考えといいますか、財務省の考え方、それから文科省の考え方がありますので、文科省としては、度々大臣の発言からは30人学級を中学校まで全部やりたいと、ですから今の35人学級というのは財務省との調整の中で決まったことですので、第一歩だという言い方はされております。

ただ、これは全体の学級編成のことですので、どうなるかちょっとわからないというところがありますが、私どもとしては常々申し上げておりますのは、小学校1、2年生の30人学級については入門期、小学校への入門期ということで、なるべく児童一人ひとりにきめ細かな指導を行うということで少人数学級を行うことが必要であるということではあるのですが、その後については単に少人数学級ということではなくてですね、チームティーチング等組み合わせながら少人数の指導を効果的に行っていくことで取り組んでいきたいという方針をもっておりますので、その部分は変わるものではないと考えております。

ですから全体の国の方針が40から35に変わるということですので、その部分については今回前倒しではやりますけども、そういう形で取り組んでいくんですが、全体の考え方は今までどおりだと考えております。以上です。

(鎌田委員)

わかりました。ありがとうございます。

学校の統合がありますよね。これで学級数が増えるから増設しなければいけないとかいうようなことがあれば、もちろん地域的に整合性が取れるかはまったく別問題ですが、統合するところを変更しないでですね、この教室を増やしていくというようなことも可能なものでしょうか。そんな簡単なもんじゃないんだろうと思いますが。

(五味澤総務部長)

ご指摘のとおり35人もしくは先々30人という話があつて、そういった影響は出てくると思います。ただ一方でそれがいつなのかということと、それからマクロで見たときに子どもたちの数が減っていくということのを合わせて、我々試算をして検討を進めていこう

と思っております。それを今のところは視野に入れて検討の中に加えていくということで、正直申し上げて、今現在 40 人きっちり全部のクラスが入っているかというとはほとんどそういう状況がないものですから、35 人ということになったとしても、なかなか学校を統合せずによくなりました、というものはそんなに出てこないのかなということは直感として持っておりますが、その要因も含めて改めて集計し直して進めたいと思っております。

(鎌田委員)

わかりました。最後に一つだけ細かいことで申し訳ないですが、この説明の冒頭であるのですが、上志段味小学校の 29 億円と書いてありまして、これは昨年も議論したと思えますけれども、最近テレビで森友学園のあの校舎は 20 億円だっていうふうに言われていたんですね。この報道が正しいとしますと、結構きれいにできているように見えるところでありまして、しかも下がごみでしょうから基礎をかなり厚く打っている可能性があつてそれで 20 億と。こちらは 29 億ということですので、この差が 9 億ということになるわけですが、もちろん教室の数とか違うんだらうと思いますが、これは誰に聞かれても説明ができる状態なんでしょうか。

あそこはこうだから 20 億です、我々のはこうだから 29 億になっているんですよということを教えていただけるとありがたいなと思っております。

(中馬学校整備課長)

今お尋ねをいただきまして、まず 29 億という数字ですが、一部用地取得費のお金がこちらに含まれております。それがだいたい 5 億円ですね。3 か年でだいたい 15 億円くらいで用地をしたんですけど、3 年間で用地を取得してまいりましたので、そのまず合計が含まれております。経費につきましては、学校を新しくつくるときにですね、今委員からご指摘がありましたように、どれくらいの児童数になるのかというところを基に、どれだけの教室をつくるのかという話になりますが、例えば普通教室以外にも特別教室ということで、学校を新しくつくるときには、国の方から施設整備基準というものが定められておりますので、そういったものも踏まえながら、予算額の方を積算しているところでございますので、今回通常ですと鉄筋コンクリート造の建物をつくるというのがこれまでの学校整備の考え方でございましたが、今回鉄骨造を初めて校舎の建築に採用するなど柔軟な取り組みを行っているところでございますので、そういった国全体の考え方、あるいは新たな取り組みを踏まえながら、今回予算額を検討させていただきまして、実際に今年の 4 月から開校するように準備しているという状況でございます。

(鎌田委員)

わかりました。

(西淵委員)

一ついいですか。

先ほどの 35 人学級の件ですけども、今回 3 年生で順次いろいろやっていかれるんでしょうけど、やはり中学校、1 年生が 35 人学級ですよ、2 年生 40 人学級。簡単に言うと自殺なんかの状況を見ていると、2 年生が結構多いような気がするんです。中 2。小栗さんもさっき向こうの部屋で言っていたんですが、やっぱり 1 年生から 2 年生の引き継ぎとかそういうこともきちんとエビデンスをもってやっていかないといけない。ということがあって、もちろん市長はもちろんダメと言うと思いますが、2 年生の先生方が 40 人いっぱい、2 年生を今多様化する子どもたちの状況をみたときに、見きれていないような気がするんですね。充分に一人ひとりのことを把握して見るっていうことができてないんじゃないかという感じがしてならないんです。

もちろんスクールカウンセラーとかそういう方が一生懸命入っていただいているので、その分助かっているんですが、やはり日常的に関わるのは教員の方が出てくるので、学級数を少しでも減らして、簡単に言うと、いろんな目で見てもらう、関わりを持つことが一番じゃないかなと思ひ、それ以外方法が思い浮かばないんですね、自殺なんかを防ぐために。色んな関わりをもっていくっていうことは先生が 1 で 40 みるのと、1 で 30 みるのと違ってくると思ひます。そういう意味で本当に財源も大変だし、先生だから先生を増やすというといろんなことに抵抗があると思うのだけど、やはり順次中学校にも拡大をしていかないと、いけない時代かなと。

国がやるときに、財務省はエビデンスを出せというわけですね。30 人にしたときと 40 人のときとそれだけ学力が伸びとるんだと。あるいはどれだけ不登校が減っているのかと。本市の例えば自殺の数、政令指定都市のこの前出してもらいました。ところが横浜なんかはもう 30 人学級やっているでしょう。そういうところと比較してあげて、財務の方にエビデンスを出していくとか。そういうようなせつかく 35 人学級やられるのであれば、この市でもエビデンスを充分とれるような工夫を教育委員会がしていけないと、どんどん広がっていくことにはなかなか説得力がなくてできないと思ひます。

一環として本当に本市で一番防がなければいけない中学生の自殺、ここのところへ、やはり 35 人学級だとか学級のあり方そのものに切り込んでいかないといけないんじゃないかなと思ひます。

スクールイノベーションにしてもタブレットを配布すると。そうすると一対先生が一対オンラインできる可能性が増えるわけですよ。集団でやっているんじゃなくてタブレットを持っているからみんなが。個別が増えるわけですよ。学習機会にしろ。そういう使い方をしていくようなことを考えてほしいなと指導の方にもお願いしたいなと思ひます。以上です。

(鈴木教育長)

貴重なご意見として、ありがとうございます。

他よろしいでしょうか。

(鈴木教育長)

他にご意見もないようですので、日程第 6「令和 3 年度一般会計当初予算について」につきましては、原案どおりご異議なしとしてお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(木村企画経理課長)

先ほどお答えができなかった市債の利率ですけども、今まさに発行されているのが 0.1% の利率になっております。

(鎌田委員)

わかりました。ありがとうございます。

午前 11 時 37 分終了